

神戸学院法学

第29卷 第2号

論 説

性同一性障害に関するフランス判例の転換

——ヨーロッパ人権裁判所一九九二年三月二十五日判決を契機とする転換——

大島 俊 之 (1)

離婚後の子の扶養料算定のガイドライン

——カナダの連邦および諸州にみる——

村 井 衡 平 (一)

合衆国における人種的少数者の投票権保障(四)・完

木 下 智 史 (四)

研究ノート

性転換法成立(一九八〇年)前におけるドイツ判例の転換

——連邦憲法裁判所一九七八年一〇月二日決定を契機とする転換——

大 島 俊 之 (59)

資 料

ルイジアナ法におけるフランス語の地位

大 島 俊 之 (一〇三)

児童法改正法 一九八七年

——カナダ・オンタリオ州——

村 井 衡 平 (107)

紹 介

クリストフ・ケーベル『「不法への」平等』

(Christoph Köhler, Gleichheit »in Unrecht«, 1998)

乙 部 哲 郎 (一三三)

1999年 8 月